

## 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書

宜野湾市民は戦後74年間も米軍普天間飛行場から発生する基地被害に悩まされ続けてきた。その我慢は、既に限界に達している。一日も早く、宜野湾市民が普天間飛行場の基地被害から解放されることを切に願っている。

現在、普天間飛行場の名護市辺野古地区キャンプ・シュワープへの移転・統合が日本政府によって進められているが、この方法こそ普天間飛行場の一日も早い危険性除去の方法であると、心から確信している。

そのことは、宜野湾市民の安全な生活を守る会が平成28年10月に行った、翁長雄志前知事の辺野古埋め立て承認取り消し訴訟の無効を主張して提訴したことを支持する署名活動において、宜野湾市民2万人余が署名したこと、また平成25年8月に基地統合縮小実現県民の会が行った普天間飛行場の辺野古移設と経済振興を求める署名が3カ月間の短期間で7万3,491名集まったことであらわれている。

普天間飛行場の一日も早い危険性除去のため、同飛行場の名護市辺野古地区キャンプ・シュワープへの移転・統合が必要である。

よって、本市議会は、国に対し、次の事項を強く要望する。

- 1 普天間飛行場の危険性を除去し宜野湾市民の74年間もの苦労を一日も早く解消すること。
- 2 名護市辺野古地区キャンプ・シュワープへの移転・統合を推進すること。
- 3 日本の安全保障を確保するため、日米安全保障条約を推進するとともに、一定の基地負担を負わざるを得ない沖縄県において、さらなる基地の整理縮小を求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月30日

内閣総理大臣  
総務大臣  
外務大臣 殿  
国土交通大臣  
防衛大臣  
内閣官房長官

座間市議会議長 上 沢 本 尚